



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則…(福祉保健局保健政策部保健政策課…)
- 市街地再開発組合の定款の変更認可…(都市整備局市街地整備部民間開発課…)
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可…(同…)
- 建築基準法による一団地の区域…(同…)
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課…)
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域…(同…)
- 東京都環境影響評価条例による見解書…(環境局都市地球環境部環境都市づくり課…)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課…)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(同…)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)…(同…)
- 東京海区(伊豆諸島地区)における共同漁業の免許…(産業労働局農林水産部水産課…)
- 東京都内水面における共同漁業の免許…(同…)

- 漁業法による遊漁規則の認可…(同…)
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度…(産業労働局農林水産部森林課…)
- 告示(内水漁管)…(同…)
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限…(同…)

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請…(生活文化局都民生活部管理法人課…)
- 国土調査の成果の認証…(同…)
- (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課…)
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出…(環境局都市地球環境部環境都市づくり課…)
- 平成二十五年年度職業訓練指導員試験の実施…(産業労働局雇用就業部能力開発課…)
- 平成二十五年年度技能検定の後期実施…(同…)
- 雑報
- 東京都知事の委任に係る平成二十五年年度後期(島しょ地区)危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施…(一般財団法人消防試験研究センター…)
- 正誤
- 平成二十五年七月十日付東京都告示第十五号…(空…)

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年九月二日

東京都知事 猪瀬直樹

東京都規則第百十四号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則(昭和五十年東京都規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第二十四号ハを削り、同号中ニをハとし、ホからヌまでをニからリまでとする。
第二条中「第二十四号ハからチまで」を「第二十四号ハからトまで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第千二百七十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十五年九月二日

東京都知事 猪瀬直樹

一 組合の名称

銀座六丁目10地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十一番十九号

五 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第十四 公示番号 内共第十四号

一 免許番号 内共第十四号

二 漁業権者の住所及び名称
大田区羽田六丁目三十三番六号
大田漁業協同組合

品川区東大井二丁目二十七番五号

芝漁業協同組合

港区港南四丁目七番八号

港漁業協同組合

中央区佃一丁目十番十一号

佃島漁業協同組合

中央区日本橋横山町十番五号

中央隅田漁業協同組合

江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

東京東部漁業協同組合

神奈川県川崎市多摩区菅北浦二丁目二十二番七号

川崎河川漁業協同組合

三 免許の内容

平成二十五年東京都告示第六百八十九号による公示内容のとおり

四 制限又は条件

なし

五 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第十五 公示番号 内共第十五号

一 免許番号 内共第十五号

二 漁業権者の住所及び名称
西多摩郡奥多摩町川野五百二十九番地
小河内漁業協同組合

三 免許の内容

平成二十五年東京都告示第六百八十九号による公示内容のとおり

四 制限又は条件

なし

五 存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

●東京都告示第千二百八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月一日付けをもつて東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の制定を認可したので、同条第七項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成二十五年九月二日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 内共第一号

(一) 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

青梅市御岳二丁目三百三十三番地

氷川漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町氷川千七百九十三番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第1号第5種共同漁業種遊漁規則
奥多摩漁業協同組合・米川漁業協同組合

(目的)
第1条 この規則は、奥多摩漁業協同組合と米川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業種（以下「漁業種」という。）の漁獲区域内において、組合員以外の者（以下「遊漁者」という。）が行う漁業種対象魚種の採捕（以下「遊漁」という。）に関し、漁業種管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業種漁獲区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業種漁獲区域内で遊漁を行う場合は、手網、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 竿釣で遊漁を行う場合は、使用する竿の数は1人2本以内とする。

3 あゆめ、あゆめについて、解禁日から1ヶ月間は多摩川橋下流端から下流の羽村えん堤上流端から上流100mまでの間とする。

4 あゆめの掛け釣については遊漁期間を9月15日以降から10月15日までとし、軍畑大橋下流端から下流の羽村えん堤上流端までの間とする。

(遊漁時間)
第4条 漁業種漁獲区域内においては、危険防止又は漁獲取締上、日没から日の出までの間以外に遊漁してはならない。

魚 種 別	遊 漁 期 間
あゆめ	組合が公示する日（以下「解禁日」という。）から10月31日まで 但し、掛け釣は10月15日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
やまめ・いわな	解禁日から9月30日まで
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は地元新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)
第6条 次に掲げる区域においては遊漁者は遊漁してはならない。
(1) 漁業種対象魚種の繁殖保護のために組合が作成した産卵場
なお、組合は、産卵場を造成した場合は、別記第8号様式の標識により表示する。
(2) 東京都羽村市羽1, 579番地の小作えん堤中心より左岸の上流85.7メートル、下流へ4.6. 8メートル、右岸の上流へ5.5. 4メートル、下流へ4.4. 4メートル

- (3) 一トムの多摩川本流。
- (4) 東京都西多摩郡奥多摩町水川大字滝沢の堤防から上流100メートル、下流200メートルの間の滝沢。
- (5) 東京都西多摩郡奥多摩町白丸の東京都交通局多摩川第3発電所取水口から上流50メートルまでの間の多摩川本流。
- (6) 東京都西多摩郡奥多摩町橋取671-2の白丸調整池からの堤防から下流30メートルの間の多摩川本流。
- (7) 東京都西多摩郡奥多摩町日原535番地より上流の同日原626番地までの間の日原川。
- (8) 東京都西多摩郡奥多摩町日原宇奈野谷1, 032番地の1の茶畑谷と岩下谷の合流点より上流の間谷。
- (9) 羽村えん堤上流端から上流100メートルまでの間の多摩川。
- (10) 東京都青梅市御岳311の大沢橋より下流、多摩川出合までの東京都青梅川
- (11) 東京都青梅市二俣尾6丁目1695-2の茶々村橋より上流の平瀬川
- (12) 東京都青梅市二俣尾6丁目1695-2の茶々村橋より上流の平瀬川

(大ききの制限)
第7条 漁業種対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大ききのものを採捕してはならない。

魚 種	大 小
あゆめ・ふな	全長10cm以下
にじます・やまめ	全長12cm以下
いわな	全長15cm以下
こい	全長18cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具・期間及び納付場所別の遊漁料は下表のとおりとする。但し、第3項に掲げる特定漁獲での遊漁料は別に定めるところによる。

対象魚種	漁 具	期 間	遊 漁 料	現場で監視員に納付する場合の遊漁料（消費税込分）
あゆめ	竿釣	1年	8,000円	8,000円
		1日	2,000円	3,000円
やまめ・いわな	竿釣	1年	6,000円	6,000円
		1日	2,000円	2,500円
こい・ふな・うぐい	竿釣	1年	2,500円	2,500円
		1日	500円	600円

2 前項の規定にかかわらず、下流左側に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

小学生以下	小学生以上	中学生、身体障害者	半額	無料

3 第1項但し書きに掲げる特定遊漁は次のとおりとし、入漁料は各漁場ごとに定め、各釣り場事務所に公示された額とする。

- (1) 東京都西多摩郡奥多摩町川井字丹楓6 2番地から下流の青梅市御岳2 3 8番地の東京都交通局多摩川第3発電所放水口までの間の多摩川本流(奥多摩フィッシングセンター)。
- (2) 東京都西多摩郡奥多摩町宇日藤4 1 1番地から下流の同大井波字南平3 7-1までの間の大井波川(大井波川国際紅鮭釣場)。
- (3) 東京都西多摩郡奥多摩町水川字新久保1, 8 0 2番地から下流の同新久保1, 7 9 8番地までの間の日原川(氷川国際さす釣場)。
- (4) 東京都西多摩郡奥多摩町日原字大沢2 2 6番地から下流の同町米川2, 2 2 5番地までの間の日原川(大沢国際さす釣場)。
- (5) 東京都西多摩郡奥多摩町日原字孫敷谷1, 0 4 3番地から下流の同孫敷谷1, 0 4 8番地までの間の日原川(日原渓流釣り場)。
- 4 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - 奥多摩漁業協同組合 東京都青梅市御岳2丁目8 3 3番地
 - 氷川漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町水川1, 7 9 3番地
 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から第6号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

- 第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。
- 2 漁場監視員は、別記第7号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、別記第9号様式による胸章を着用するものとする。
- 3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

二 内共第二号

(一) 漁業権者の名称及び住所

秋川漁業協同組合

あきる野市養沢千三百十一番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則
秋川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、秋川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権(以下「漁業権」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業権対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業権管理と資源の回復を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)

第2条 漁業権区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁業権区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
2 遊漁に使用する投網の目合は1.8cmにつき1.4節以下でなければならない。
3 投網による水産動物を対象とする遊漁は、あらかじめ限定し、この漁場区域は多摩川、運河、押舟堤より下流、押舟堤までの区域とし、押舟堤から上流の漁場区域については、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(遊漁時間)

第4条 漁業権区域内においては、危険防止又は漁獲取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に附する魚種別、漁法別、区域別の遊漁期間外は、遊漁してはならない。但し、下表に限らず、組合は魚種の繁殖保護又は漁業調整上必要があると思われる場合は、遊漁の期間・区域等について制限することができる。

魚種別	漁法別	区域	遊漁期間	あゆ	
				手釣・竿釣	投網
		全域			組合が定め公示した日(解禁日)から12月31日まで
		多摩川、運河、押舟堤上組合が定め公示した日(解禁日)から12月			31日まで
		下流、押舟堤までの区			31日まで

にじまず	手釣・竿釣	対象魚種	遊漁料	期間	遊漁料 (組合事務所又は指定店 別)	現場で監視員に案内する 場合の遊漁料 (別表第2)
やまめ	手釣・竿釣	赤井沢、三頭沢を除く全組合が定め公示した日(解禁日)から12月31日まで(但し、吉祥寺滝より上流の清秋川支流、北秋山橋より上流の北秋川支流(物戸大橋から上流約20mに設置されたえん堤より下流の沖戸沢を除く。)について12月30日まで。)	8,000円	1年	8,000円	8,000円
こい	手釣・竿釣	全塚	2,000円	1日	2,000円	3,000円
ふな	手釣・竿釣	全塚	8,000円	1漁期	8,000円	8,000円
うぐい	手釣・竿釣	全塚	6,000円	1年	6,000円	6,000円
おひかわ	手釣・竿釣	全塚	解禁日から3月末日まで 2,000円	1日	2,000円	3,000円
うなぎ	手釣・竿釣	全塚	4月1日から解禁終了まで 1,500円	1年	2,500円	2,000円
かじか	手釣・竿釣	全塚	500円	1日	500円	1,000円

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は東京新聞に掲載する。

(禁止区域)

第6条 遊漁者対象魚種の繁殖保護のために組合が指定した遊漁区域及び組合が指定した区域においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は遊漁禁止を指定した場合は別添付表様式の様式により表示し、組合が特に指定した区域は明示するものとする。

(大きさの制限)

第7条 遊漁者対象魚種のうち下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆめ	全長 10cm以下
にじまず	全長 12cm以下
やまめ	全長 12cm以下
こい	全長 18cm以下
ふな	全長 12cm以下
うなぎ	全長 26cm以下
かじか	全長 7cm以下

(遊漁料の徴収及び納付方法)

第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び納付場所別の遊漁料は、下表のとおりとする。但し、第3項に掲げる特定漁場での遊漁料は別に定めるところによる。

対象魚種	漁具漁法	期間	遊漁料 (組合事務所又は指定店 別)	現場で監視員に案内する 場合の遊漁料 (別表第2)
あゆめ	手釣 1日	1年	8,000円	8,000円
			2,000円	3,000円
にじまず	手釣 1日	1年	6,000円	6,000円
			4月1日から解禁終了まで 1,500円	4月1日から解禁終了まで 2,000円
こい	手釣 1日	1年	2,500円	2,500円
			500円	1,000円

(注) 組合事務所の所在地は、東京都あきる野市栗沢1311番地である。

指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び中学生	無料
身体障害者及び小学生	前項に規定する額の半額
77才以上の者	同上

3 特定漁場区域

- (1) 秋川国営ます宮場
東京都あきる野市栗沢本町の秋宮から下流、同市乙津2,045番地北沢までの兼沢川

- (2) 兼子毛崎漁場
東京都あきる野市兼沢1, 051番地先、大谷沢と兼沢との合流点から下流約1.5km
94番地先、本谷砂防堰堤までの兼沢川
- (3) 神戸区磯崎漁場
東京都西多摩郡瑞穂町3, 519番地先の神戸大橋から上流約20mに設置された堰堤より
下流の同村7, 881番地先の北沢川合流点までの間の神戸川
- (4) 日の出町自然休養地兼休養地兼組合さかた池
東京都西多摩郡日の出町大久保3, 876番地先の下新井橋から下流の同町8, 685番
地先の大堀入溝までの間の平井川

(遊漁承認書の交付)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から第4号様式による遊漁承認書(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全をトータル的に図るため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。

2 漁場監視員は、別記第6号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、別記第7号様式による漁場監視員であることを証明する印章を付けるものとする。

3 漁場監視員は、漁場管理に必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)
第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を自禁することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に付した第2号第五種河川漁業協同組合規則により交付した遊漁承認書は、この承認期間中は有効なものとする。

三 内共第三号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合

(目的)
第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権(以下「漁業権」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業権対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、かけ釣り中リールを使用しないあゆのころがしを除き、俗称ひっかけ又はさぐりに類似する方法で遊漁してはならない。
3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。
4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならない。
5 投網による遊漁は、大丸用水堰上流端から下流の南武線鉄橋欄干下流端までの区画を除く多摩川本流のみとする。

(遊漁時間)
第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取替上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	漁法別	遊漁期間
あゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日(以下「解禁日」という。)から12月31日まで。
	投網	解禁日以後8日から12月31日まで。
こい・いな	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
うぐい・おいかわ	投網	1月1日から12月31日まで。(但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。)
うなぎ		

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示又は毎日新聞に掲載する。

(禁止区域)
第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、別記第9号様式の標識により表示するものとする。

(大きさの制限)
第7条 漁業権対象魚種のうち下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ・ふな	全長 10cm以下
こい	全長 18cm以下
うなぎ	全長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は、下表のとおりとする。(但し、投網の遊漁は本流に限る。)

対象魚種	漁具漁法	区域	期間	遊漁料(消費税込)
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	手釣 竿釣 投網	多摩川 本支流	1年	8,000円
			1日	2,000円
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	手釣 竿釣	多摩川 本支流	1年	5,000円
			1日	1,000円
ふな・うぐい おいかわ	手釣 竿釣	多摩川 本支流	1年 1日	2,500円 500円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生以下	無料
身体障害者及び77歳以上の者	前項に規定する額の半額

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなげ

ればならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に案内することができる。

多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地
指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示簿に掲載する。

(遊漁承認証の交付)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から第6号様式による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を監視員の見やすいところに着用しなければならず、

2 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。

2 漁場監視員は、別記第7号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、別記第8号様式による漁場監視員であることを証明する腕章を付けるものとする。

3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前以内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

四 内共第四号

(一) 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

青梅市御岳二丁目三百三十三番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり（「別記」は省略）

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則
奥多摩漁業協同組合

(目的)
第1条 この規則は、奥多摩漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権(以下「漁業権」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業権対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)
第2条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、年約以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。但し、使用する年約の数は1人2本以内とする。

(遊漁時間)
第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁獲取崩上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	期間
あゆ	組合が公示する日(以下「解禁日」という。)から10月31日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
やまめ	解禁日から9月30日まで
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は観光新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)
第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は、産卵場を造成した場合は、別記第4号様式の標識により表示するものとする。

(大きさの制限)
第7条 漁業権対象魚種のうち、下流左側に掲げる魚種は、それぞれ右側に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10cm以下
にじます	全長12cm以下
やまめ	全長12cm以下
こい	全長18cm以下
ふな	全長10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具・漁法・期間及び納付場所別の遊漁料は下表のとおりとする。

対象魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付(消費税込)	現場で監視員に納付する場合の遊漁料(消費税込)
あゆ・にじます やまめ・こい ふな・うぐい	年約	1年	3,500円	3,500円
			1日	1,500円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

年齢	半額	無料
満7歳以上の者、中学生、身体障害者	半	無
小学生以下		無

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において監視員に納付することができる。奥多摩漁業協同組合 東京都警備事務所 2丁目33番地 指定店は組合が委託した遊漁承認取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)
第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式及び第2号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を監視監視員の見やすい所に着用しなければならない。
2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、監視監視員の指示に従わなければならない。
4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(遊漁監視員に関する事項)

第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、遊漁監視員を任命し、その任にあたらせる。
2 遊漁監視員は、別記第3号様式による遊漁監視員証を携帯し、かつ、別記第5号様式による遊漁監視員であることを証明する胸章を着用するものとする。
3 遊漁監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うこととする。

とができる。

(遊漁者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に航行した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した遊漁承認証は、その期間中は有効なものとする。

五 内共第五号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

恩方漁業協同組合

八王子市上恩方町千三百五十三番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合・恩方漁業協同組合

(目的)
第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と恩方漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権(以下「漁業権」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業権対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
2 竿釣で遊漁を行う場合は、使用する竿の数は1人2本以内とする。
3 かけ釣り中リールを使用しないあゆめを除き、俗稱ひっかけ又はさぐりに類似する方法で遊漁してはならない。

(遊漁時間)
第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は熱傷取替上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は遊漁してはならない。

魚 種	遊 漁 期 間
あ ゆ め	解禁日から12月31日まで
に じ ま す	解禁日から12月31日まで
や ま め	解禁日から9月30日まで
か じ か	解禁日から12月31日まで(ただし、醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで)
こい・ふな・うぐい・うなぎ	1月1日から12月31日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示板又は都民新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)
第6条 遊漁者は、組合が漁業権対象魚種の繁殖保護のために達成した産卵場において、遊漁または達成した区域内の川底のかくはんをしてはならない。なお、組合は、産卵場(かじかを除く。)を達成した場合は、別記第9号様式の標識により表示する。

(大きさの制限)
第7条 漁業権対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ・ふな	全長10cm以下
にじます	全長12cm以下
やまめ	全長12cm以下
こ い	全長18cm以下
うなぎ	全長26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び納付場所別の遊漁料は下表のとおりとする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料	
			組合事務所又は指定店での納付	監視員に現場で納付する場合
全魚種 (あゆ・にじます・やまめ こい・ふな・うぐい うなぎ・かじか)	手 釣	1年	4,500円	4,500円
		1日	1,000円	1,300円
種 魚 (ふな・うぐい)	竿 釣	1年	2,500円	2,500円
		1日	500円	700円
にじます・やまめ		解禁日	3,000円	3,000円

(注) 組合事務所の所在地は次のとおり。
多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地

- 恩方漁業協同組合 東京都八王子市上恩方町1, 353番地
 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合
 公示版に掲載する。
- 前項の規定に因らず、下表左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄の
 とおりとする。

小学生以下	無	料
身体障害者及び77歳以上の者	前項に規定する額の半額	

- 前2項の規定にかかわらず、東京都八王子市上恩方町1, 528番地力石え
 ん堤から上流1,000mまでの間及び同えん堤から下流500mまでの間において
 遊漁する場合の遊漁料は別に定めるところによる。

(遊漁承認証の交付)

- 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から別記
 第7号様式までによる遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交
 付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しな
 ければならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行
 為をしてはならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

- 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視
 員を任命し、その任にあたらせる。
- 漁場監視員は、別記第8号様式による漁場監視員であることを示す胸章を着
 用するものとする。
- 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を
 行うことができる。

(違反者に対する措置)

- 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を
 命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既
 に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

- この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

六 内共第九号

(一) 漁業権者の名称及び住所

小河内漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町川野五百二十九番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり（「別記」は省略）

内共第9号第5種共同漁業協同組合 (峰谷川)

(目的) この規則は、小河内漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業協同組合(以下「漁業種」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業種対象魚種の遊漁(以下「遊漁」という。)に関し、漁業種管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務) 第2条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第9条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限) 第3条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う場合は、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 竿釣で遊漁を行う場合は、同時に使用する竿の数は1人1本とする。

(遊漁時間) 第4条 漁業種漁場区域内においては、危険防止又は漁場取替上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間) 第5条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別の遊漁期間以外には遊漁してはならない。

魚種別	遊漁期間
にじます・やまめ・いわな・うぐい	組合が公示する日(以下「解禁日」という。)から9月30日まで、但し、別記区域のにじますについては1月1日より12月31日までとする。
(別記) 東京都西多摩郡奥多摩町留浦1, 390番地イ号に設置された町営水道水管橋と、それより下流の石岸留浦1, 027番地の点及び左岸川野58番地と留浦1, 341番地イ号との境界の点との間の峰谷川。	

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示後又は東京新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)

第6条 漁業種対象魚種の資源保護のために組合が指定した遊漁場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は、遊明標を造成した場合は、別記第1号様式の標識により表示するものとする。

(特設釣り場)

第7条 次に示す区域に入漁する場合は、別に定める入漁料を納めなければならない。東京都西多摩郡奥多摩町留浦1, 390番地イ号に設置された町営水道水管橋と、それより下流の石岸留浦1, 027番地の点及び左岸川野58番地と留浦1, 341番地イ号との境界の点との間の峰谷川。

(大きさの制限)

第8条 漁業種対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
にじます・やまめ・いわな	全長12cm以下

(遊漁料の種類及び納付方法)

第9条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は下表のとおりとする。

対象魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付(消費税込)	現場で監視員に納付する組合(消費税込)
にじます やまめ いわな うぐい	竿釣	1年	4,000円	4,000円
		1日	1,000円	1,500円
		解禁当日	1,550円	1,550円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

満7歳以上の者及び小学生以下	半額
身体障害者	無料

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において監視監視員に納付することができる。小河内漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町川野529番地 指定店は組合が委託した遊漁承認取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)

第10条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第2号様式及び第3号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(組合共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 この遊漁区域及びア表に掲げる全ての遊漁区域において、イ表①欄の対象魚種を同表②欄の漁具漁法で同表③欄の期間に遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、あらかじめイ表④欄の遊漁料を組合に納付し、当該遊漁について組合の承認を受けなければならない。

ア表

遊漁区域(漁業種番号)	遊漁料
内共第9号、内共第10号、内共第15号	

①対象魚種	②漁具漁法	③期間	④遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付(消費税込)	現場で監視員に納付する場合(消費税込)
にじます やまめ いわな うぐい	竿釣	1年	4,000円	4,000円
		1日	1,000円	1,500円
		(解禁当日除く)	1,500円	1,500円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

満7歳以上の者及び小・学生以下	半額
身体障害者	無料

3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付に関する規定は、第9条第3項及び第10条の規定を準用する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第12条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)

- 第13条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。
- 2 漁場監視員は、別記第4号様式による漁場監視員証を携帯し、別記第5号様式による漁場監視員であることを証明する服装を着用するものとする。
- 3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

七 内共第十号

(一) 漁業権者の名称及び住所

小河内漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町川野五百二十九番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第10号第5種共同漁業種別規則 (船沢川) 小 河 内 漁 業 協 同 組 合

(目的)
第1条 この規則は、小河内漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業種(以下「漁業種」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業種対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業種管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることとする。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う場合は、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
2 竿釣で遊漁を行う場合は、同時に使用する竿の数は1人1本とする。

(遊漁時間)
第4条 漁業種漁場区域内においては、危険防止又は漁場原上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別の遊漁期間以外は遊漁してはならない。
表
魚 種 別 遊 漁 期 間
にじます・やまめ・いわな・うぐい 組合が公示する日(以下「解禁日」という。)から9月30日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は東京新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)
第6条 漁業種対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は、産卵場を造成した場合は、別記第1号様式の標識により表示するものとする。

(大きさの制限)
第7条 漁業種対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

Table with 2 columns: 魚 種 (魚), 大 き さ (大きさ). Rows: にじます, やまめ, いわな, うぐい (全長12cm以下)

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は下表のとおりとする。

Table with columns: 対象魚種, 漁 具 漁 法, 期 間, 遊 漁 料 (組合事務所又は指定店納付, 現場で監視員に納付する場合), にじます, やまめ, いわな, うぐい, 解禁当日

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

Table with 2 columns: 満77歳以上の者及び小学生以下, 身体障害者, 単 額, 無 料

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において監視監視員に納付することができる。
小河内漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町川野529番地
指定店は組合が委託した遊漁承認取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)
第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第2号様式及び第3号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(組合共通遊漁の承認等に関する事項)
第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、ア表①欄の対象魚種を同表②欄の漁具漁法で同表③欄の期間に遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめア表④欄の遊漁料を組合に納付し、当該遊漁について組合の承認を受けなければならない。

ア表 漁場区域(漁業種番号) 内共第9号、内共第10号、内共第15号

イ表 遊漁料 Table with columns: ①対象魚種, ②漁 具 漁 法, ③期 間, ④遊漁料 (組合事務所又は指定店納付, 現場で監視員に納付する場合), にじます, やまめ, いわな, うぐい, 竿 釣, 1年, 1日, 4,000円, 1,000円, 4,000円, 1,500円

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

満7歳以上の者及び小学生以下	半
身体障害者	無料

3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付に関する規定は、第8条第3項及び第9条の規定を準用する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を遊漁監視員の見やすい所に着用しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(遊漁監視員に関する事項)

第12条 組合は、遊漁管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、遊漁監視員を任命し、その任にあたらせる。

2 遊漁監視員は、別記第4号様式による遊漁監視員証を携帯し、別記第5号様式による遊漁監視員であることを証明する服装を着用するものとする。

3 遊漁監視員は、遊漁管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(遊漁者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則
1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

八 内共第十一号

(一) 漁業権者の名称及び住所

東京都東部漁業協同組合

江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

松戸市漁業協同組合

千葉県松戸市小山二百二十七番地

市川市行徳漁業協同組合

千葉県市川市塩浜一丁目十七番の三

南行徳漁業協同組合

千葉県市川市欠真間一丁目十二番二十一号

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第11号第5種共同漁業種遊漁規則
東京東部・埼玉東部・松戸市・市川市行徳・南行徳漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、東京東部漁業協同組合、埼玉東部漁業協同組合、松戸市漁業協同組合、市川市行徳漁業協同組合、南行徳漁業協同組合(以下「組合」と総称する。)が免許を受けた内共第11号第5種共同漁業種に係わる漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業種の対象となつてゐる水産動物(こい、よな及びうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手納、年納、たも網、さで網、四ツ手網及びリール釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等、遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があつたときは、当該水産動物の採捕又は組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁時間)

第3条 漁場の区域内においては、危険防止又は漁場管理上、日没から日出までの間の遊漁を禁止する。

(体長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、右欄の期間はこれを採捕してはならない。

名称	大きさ	期間
こい	全長18cm以下	1月1日から12月31日まで
うなぎ	全長26cm以下	1月1日から12月31日まで

(禁止区域等)

第5条 次の表のイ欄に掲げる区域内において、同表のロ欄に掲げる期間は、同表のハ欄に掲げる漁具を使用して遊漁をしてはならない。

(イ) 区 域	(ロ) 期 間	(ハ) 漁具
茨城県猿島郡五霞町地先江戸川 関宿水門向えん堤下就場から下 流100mに至る区域	1月1日から12月31日まで	網漁具

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児又は小学生徒の場合は無料、中学生生徒又は身体障害者(1)のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具	漁 法	遊漁料	
			1日	1年
こい	手納、年納、たも網、さで網 四ツ手網(1辺1.5m未満のもの)	リール釣	1日 300円	1年 3000円
			1日 500円	1年 4000円
よな うなぎ	上記以外の漁具、漁法		1日 1000円	1年 5000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- 東京東部 漁業協同組合事務所 東京都江戸川区江戸川4-16-36
- 埼玉東部 漁業協同組合事務所 埼玉県越谷市大間野町4-48-2
- 松戸市 漁業協同組合事務所 千葉県松戸市小山2-27
- 市川市行徳漁業協同組合事務所 千葉県市川市塩浜1-17-3
- 南行徳 漁業協同組合事務所 千葉県市川市大真間1-12-21

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは之を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

(漁業監視員)

第9条 漁業監視員はこの規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁業監視員は別記様式第2号による漁業監視員であることを表示する胸章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

(附則)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に交付した遊漁業認証は、その期間中は有効なものとする。

九 内共第十二号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

川崎河川漁業協同組合

神奈川県川崎市多摩区菅北浦二丁目二十二番七号

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のおり(「別記」は省略)

内共第12号第五種共同漁業権漁漁規則
多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

(目的)
第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権(以下「漁業権」という。)の漁場区域内において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の行う漁業権対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業権管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、かけ釣り中リールを使用しないあゆのころがしを除き、俗所ひつかけ又は大きくりに類似する方法で遊漁してはならない。
3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。
4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならない。

(遊漁時間)
第4条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、遊漁別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚種別	遊漁別	遊漁期間
あゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日(以下「解禁日」という。)から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までを除く。)
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までを除く。)
こい・こい うぐい おいかわ うなぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
	投網	1月1日から12月31日まで。(但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。)

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は毎日新聞に掲載する。

(禁止区域)
第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、別記第9号様式の図像により表示するものとする。

(大きさの制限)
第7条 漁業権対象魚種のうち下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ・ふな	全長 10cm以下
こい	全長 18cm以下
うなぎ	全長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は、下表のとおりとする。

対象魚種	漁具漁法	期間	遊漁料 (消費税込)	
			手釣	投網
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	手釣	1年	8,000円	
		1日	2,000円	
あゆ・こい・ふな うぐい・おいかわ うなぎ	竿釣	1年	5,000円	
		1日	1,000円	
ふな・うぐい おいかわ	手釣	1年	2,500円	
		1日	500円	

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生以下	無料
身体障害者	前項に規定する額の半額

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目2番5番地
川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市多摩区菅北番2丁目2番7号
指定店は組合が委任した遊漁承認取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認書の交付)
 第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第1号様式から第6号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)
 第10条 遊漁者は、遊漁するとき、遊漁証を監視員の見やすいところに着用しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)
 第11条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。
 2 漁場監視員は、別記第7号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、別記第8号様式による漁場監視員であることを証明する除票を付けるものとする。
 3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(漁区者に対する措置)
 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)
 1 この規則は平成25年9月1日から施行する。
 2 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業種遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

十 内共第十五号

(一) 漁業権者の名称及び住所

小河内漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町川野五百二十九番地

(二) 遊漁規則施行年月日

平成二十五年九月一日

(三) 遊漁規則

次のとおり(「別記」は省略)

内共第15号第5種共同漁業協同組合 (小掛川)

(目的)
この規則は、小掛川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第15号第5種共同漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)の漁場区域において、組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)が行う漁業種対象魚種の採捕(以下「遊漁」という。)に関し、漁業種管理と資源の保護を図るうえで必要な事項を定めることとす。

(遊漁料納付義務)
第2条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、あらかじめ第8条に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)
第3条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う場合は、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
2 竿釣で遊漁を行う場合は、同時に使用する竿の数は1人1本とする。

(遊漁時間)
第4条 漁業種漁場区域内においては、危険防止又は漁場取崩し、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)
第5条 漁業種漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別の遊漁期間以外は遊漁してはならない。

Table with 2 columns: 魚種別 (魚種別) and 遊漁期間 (組合が公示する日(以下「解禁日」という。)から9月30日まで)

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は東京新聞に掲載するものとする。

(禁止区域)
第5条 次の区域においては、遊漁者は遊漁してはならない。
(1) 漁業種対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場の区域(別記第1号様式の標識により表示)。
(2) 小掛川河川より上流約800mに設置された堰堤より上流の小掛川本支流の区域(地域の飲料水取水のため)

(大きさの制限)
第7条 漁業種対象魚種のうち、下表左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

Table with 2 columns: 魚種 (魚種) and 大きさ (大きさ)

(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 第2条に掲げる納付すべき、対象魚種・漁具漁法・期間及び遊漁料は下表のとおりとする。

Table with 4 columns: 対象魚種, 漁具漁法, 期間, 遊漁料 (組合事務所又は指定店納付(消費税込) / 現場で監視員に納付する場合(消費税込))

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

Table with 2 columns: 年齢 (満77歳以上の者及び小学生以下) and 遊漁料 (無料)

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。
小掛川漁業協同組合 東京都西多摩郡奥多摩町野529番地
指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証の交付)
第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記第2号様式及び第3号様式による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

(組合共通遊漁の承認率に関する事項)
第10条 この遊漁区域及び下表に掲げる全ての遊漁区域において、イ表①欄の対象魚種を同表②欄の漁具漁法で同表③欄の期間に遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめイ表④欄の遊漁料を組合に納付し、当該遊漁について組合の承認を受けなければならない。

Table with 1 column: 漁場区域(漁業種番号) (内共第9号、内共第10号、内共第15号)

Table with 4 columns: 対象魚種, 漁具漁法, 期間, 遊漁料 (組合事務所又は指定店納付(消費税込) / 現場で監視員に納付する場合(消費税込))

2 前項の規定に関わらず、下表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

Table with 2 columns: 年齢 (満77歳以上の者及び小学生以下) and 遊漁料 (無料)

3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認書の交付に関する規定は、第8条第3項及び第9条の規定を準用する。

(遊漁に際し守るべき事項)
第11条 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁証を漁場監視員の見やすい所に着用しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

(漁場監視員に関する事項)
第12条 組合は、漁場管理及び遊漁者の安全やトラブルを防止するため、漁場監視員を任命し、その任にあたらせる。

2 漁場監視員は、別記第4号様式による漁場監視員証を携帯し、別記第5号様式による漁場監視員であることを証明する腕章を着用するものとする。

3 漁場監視員は、漁場管理上必要がある場合には、遊漁者に対し必要な指示を行うことができる。

(遊漁者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に交付した遊漁証は、その期間中は有効なものとする。

●東京都告示第千二百八十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四
条の二第四項に規定する平成二十六年三月三十一日までに
伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、
同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年九月二日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四四・九一
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二五四・八九
	浅川	八王子市の区域	七八・六一
	計		九七八・四一
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五〇・二八
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一五・三〇
	浅川	八王子市及び町田市の区域	一三・二六
	大島	神津島村の区域	〇・五〇
	八丈島	八丈町の区域	八一・五四
	計		一六〇・八八